

令和2年第3回設楽町議会臨時会会議録

令和2年11月30日午前9時00分、第3回設楽町議会臨時会が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|----------|---------|---------|
| 1 七原 剛 | 2 原田直幸 | 3 加藤弘文 |
| 4 今泉吉人 | 5 金田敏行 | 6 金田文子 |
| 8 土屋 浩 | 9 山口伸彦 | 10 田中邦利 |
| 11 高森陽一郎 | 12 松下好延 | |

2 欠席議員は次のとおりである。

- 7 伊藤 武

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	久保田美智雄
津具総合支所長	村松静人	生活課長	金田敬司
産業課長	後藤武司	保健福祉センター所長	山崎裕子
建設課長	佐々木智則	町民課長	大須賀宏明
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩

4 議会事務局出席職員名

事務局長 村松浩文

5 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第72号

設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第5 議案第73号

設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

会 議 録

開会 午前8時58分

議長 皆さんおはようございます。本日、伊藤武君から病氣療養のため「欠席

届」が出ておりますので、御承知置きください。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達していますので、令和2年第3回設楽町議会臨時会を開会いたします。まずはじめに、開会にあたり町長よりあいさつをお願いします。

町長 皆さんおはようございます。議員各位におかれましては、公私ともご多用のところ、臨時議会の開催ということをお願いしたところ、皆さんに御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

12月議会の開会を3日後に控えているわけではありますが、急きょ開催をお願いをさせていただきました。

国におきましては、人事院勧告に基づきまして、国家公務員の給与法等の改正が、先週の金曜日に国会で成立をしたところでございます。それに伴って、設楽町におきましても、国の法律改正にならい、条例を改正することになります。内容につきましては、後ほど説明をさせていただきます。なお、町行政に関する報告につきましては、12月議会の初日に改めてさせていただきます。

本日は、給与や報酬に関する条例改正2件を上程させていただきます。慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長 それでは、これから本日の会議を開きます。

議長 本臨時会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告を願います。

5 金田(敏) おはようございます。令和2年第16回議会運営委員会結果の委員長報告を行います。令和2年第3回臨時会の運営について、本日11月30日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第1、日程第2は、従来どおりです。

日程第3、諸般の報告は、議長より例月出納検査結果について報告があります。

本日提案されている案件は、町長提出2件です。

日程第4と日程第5は、一括上程します。

いずれの案件も本日採決いたします。

以上で委員長報告を終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長からの報告のありました日程で議事を進めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番加藤弘文君及び4番今泉吉人君を指名します。よろしく願いをいたします。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題とします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、令和2年度10月実施分と11月実施分の結果報告が出ております。事務局で保管していますので必要な方は閲覧をお願いいたします。以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第4 議案第72号「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について」、日程第5 議案第73号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第72号、73号の給与改正に係る2議案については、地方自治法96条第1項の規定によりそれぞれ別添のとおり提出しますので、一括して説明します。

今回の改正につきましては、民間のボーナス支給割合等に係る国家公務員の人事院勧告に伴う特別職の職員の給与に関する法律、及び一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が11月27日に国会において出され、可決・成立されたことにより、議会議員常勤特別職、及び一般職に係る期末手当の支給割合を0.05か月引下げ、それぞれ令和2年度12月と令和3年度の期末手当の支給割合を2段階で改正するものであります。

議案第72号の「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について」

議会議員及び常勤特別職に係る改正としましては、4条で建ててあります、第2条、及び第3条は本年12月の期末手当の支給割合は「100分の170」を「100分の165」に0.05か月引下げることにより、年間の支給割合は3.35か月となり、施行日として、本年12月1日の期末手当支給基準日において適用するものであります。なお、この支給割合は一般職の職員の割合を読み替えて基準日として制定するものであります。

第2条及び第4条は、昨年改正と同様令和3年度の6月と12月の期末手当の合算支給割合を3.35か月の前年末と比べ、いずれも「100分の165」を「100分の167.5」に定め、令和3年4月1日から施行する改正でありま

す。

続きまして、議案第 73 号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

一般職につきましては、第 1 条は、本年 12 月の期末手当の支給割合「100 分の 130」を「100 分の 125」に 0.05 か月引下げることにより、年間の期末手当の支給割合は 2.6 か月が 2.55 か月になるものであります。

第 2 条は、令和 3 年度の 6 月と 12 月の期末手当の合算支給割合 2.55 か月を平均化するため、いずれも「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に定め、令和 3 年 4 月 1 日から施工する改正であります。

なお、再任用職員の期末手当については今回引下げの対象ではありません。また、11 月 28 日の人事院勧告の一般職の給与に関する報告では、公務員と民間企業との格差が 0.04 パーセントの減と極めて小さいことから、今回の給与月額の見送りと、給与表の改正は行わないとしています。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は 1 件ごとに行います。

議案第 72 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 72 号の討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第 72 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 72 号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第 73 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 73 号の討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第 73 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 73 号は、原案のとおり可決されました。

議長 以上で、本日の日程は、すべて終了しました。なお、このあと全員協議会を10時をめぐりに開催いたしますのでよろしくお願いいたします。御苦勞さまでした。

閉会 午前9時11分